

令和8年2月25日【3年生・第5号】



# 進路通信

東京都立南大沢学園  
校長 井上 美保  
発行 進路指導部

保護者の皆様には日頃より本校の教育にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。  
先日2月20日(金)に行われました障害基礎年金講演会では、講師の社会保険労務士 森田涼子氏に、障害基礎年金の基礎知識と具体的な請求方法等についてお話をいただきました。当日の参加が難しい保護者の方もいらっしゃいましたので、講演会の内容を一部抜粋し、『障害基礎年金に関する基礎知識』について今号でご紹介いたします。

## 障害基礎年金について

- ◆**障害基礎年金**とは、「年金加入者が、病気やケガで障害が残った時に受け取れる年金」です。  
障害基礎年金の支給額は、2級の場合は年間831,700円、1級の場合は1,039,625円です（※年度毎に変動あり）。障害基礎年金を受け取れる障害の等級はこの2つだけです。
- ◆**なぜこの制度があるのか？**  
障害のために働けなくなるなど、収入が減ってしまった際に補うためや、医療費や介護に関わる費用など、障害が原因で生活費がかかることを補うために作られた制度です。  
障害のある方は、自立した生活を目指す上で、受給の申請をすることができます。
- ◆**障害基礎年金の受給要件は3つ**  
①公的年金の加入中に「初診日」があること（加入要件） ②一定の条件の保険料を納めていること（納付要件）  
③「障害認定日」に一定の障害状態にあること（障害状態要件）  
ただし、知的障害の場合、20歳前に障害の状態にあることから、①と②は問われません。
- ◆**障害基礎年金の請求について**  
障害基礎年金は、申請して認定されると受け取ることができます。  
何もしないで待っていて、役所などから「請求書類」が自動的に届くということはありません。
- ◆**申請する時期は？**  
20歳（20歳前の3ヶ月の診断書）が最も適した時期です。
- ◆**障害基礎年金の窓口は？**  
市区町村役場の**国民年金課**です。20歳を迎える6ヶ月から3ヶ月前頃、**国民年金課**（または年金課）の窓口に行って、申請に必要な書類（申立書・診断書）を受け取りましょう。

#### ◆診断書について

障害基礎年金を申請する際に必要となる**診断書**は、1～2回の通院での受診では記入していただけません。本人のことを理解し、診断書を記入していただける医師にお願いする必要があります。

## 年金についての基礎知識

#### ◆国民年金とは

日本国内に住む、全ての人が加入する公的年金制度です。日本は、国民皆保険・国民皆年金を原則にしている国なので、全ての人が加入する必要があります。

#### ◆国民年金の仕組み

日本では社会保険制度になっています。20歳から60歳までの人が払う社会保険料を基本として、それに国庫負担（税金）を加えることによって運営されています。

#### ◆国民年金の種類

- ①老齢基礎年金：65歳から死亡するまで受け取ることができる終身年金
- ②障害基礎年金：病気やけがで障害が残った際に受け取ることができる年金
- ③遺族基礎年金：年金加入者が死亡した際に遺族（配偶者・子）が受け取ることができる年金

#### ◆一人一年金

年金は『一人一年金』の原則となっています。老齢基礎年金と障害基礎年金の両方を受け取ることはできません。

#### ◆厚生年金

企業に就職した場合に加入することができる年金制度です。日本は現在、2階建ての年金制度になっています。例えば、企業に勤めていて65歳で退職した場合は、国民年金の老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を受け取ることができます。厚生年金に加入していれば、国民年金にも自動的に加入していることになります。できれば厚生年金に加入し、将来に備えてほしいと思います。

#### ◆厚生年金に加入するためには

正社員であることが絶対条件というわけではありません。パートタイマーや契約社員であっても、概ね正社員の所定労働時間及び労働日数の4分の3以上働いていれば加入することができます。令和6年10月より、「従業員51人以上の企業に勤め、週20時間以上勤務、月額賃金88,000円以上の方」も加入対象になりました。

#### ◆20歳以降に障害基礎年金を受給し、企業での仕事も継続すると…

65歳で退職したときには、障害基礎年金と老齢厚生年金を受け取ることができます。

※年金制度は、今後改変される可能性もあります。[日本年金機構のホームページ](#)などでご確認ください。

#### ◆障害年金のパンフレットについて

[日本年金機構のホームページ](#)から、障害基礎年金など各種年金について様々な情報を得ることができます。

トップページ → 年金の制度・手続き → パンフレット と辿っていくと見つかります。是非一度ご覧になってみてください。

